

一宮市応急手当の普及啓発活動に関する実施要綱（平成6年10月26日消防本部告示第1号）新旧対照表

現行	改正後
第1章 総則 （目的） 第1条 略 第2章 講習等 第1節 住民に対する普及講習 （講習等） 第2条 略 （救命講習の種類） 第3条 略 2 略 3 消防長は、応急手当普及員が主として事業所、防災組織その他の組織においてこれらの組織の構成員に対して普通救命講習を実施する場合は、救命講習実施届（様式第3）及び救命講習受講者名簿（様式第2）を提出させるものとする。 （修了証等の交付等） 第4条 消防長は、応急手当指導員が指導する普通救命講習又は上級救命講習を修了した者に対して、修了証（様式第4又は様式第4の2）を交付するものとする。 2 消防長は、応急手当普及員から申請があった場合は、当該応急手当普及員が指導する普通救命講習を修了した者に対し、修了証（様式第4）を、交付することができる。 3 前項の申請があった場合、救命講習実施報告書（様式第5）及び救命講習受講者名簿（様式第2）を提出させるものとする。 4 消防長は、前3項の規定に基づき修了証を交付したときは、交付した者の氏名、生年月日等を救命講習受講者名簿に記録するものとする。 5 消防長は、救命入門コースに参加した者に対し、参加証（様式第4の3）を交付することができる。 （再交付） 第5条 消防長は、救命講習を受講し、修了証又は参加証（以下「修了証等」という。）の交付を受けた者が、修了証等を亡失又は汚損した場合において、修了証等の再交付の要請があったときは、交付から5年間に限り、救命講習修了証等再交付申請書（様式第6）を提出させ、修了証等を再交付することができる。	第1章 総則 （目的） 第1条 略 第1条 第2章 講習等 第1節 住民に対する普及講習 （講習等） 第2条 略 （救命講習の種類） 第3条 略 2 略 3 削る ※13条へ （修了証等の交付等） 第4条 消防長は、応急手当指導員が指導する普通救命講習又は上級救命講習を修了した者に対して、修了証（様式第3又は様式第3の2）を、救命入門コースに参加した者に対し、参加証（様式第3の3）を交付するものとする。 2 消防長は、応急手当普及員から申請があった場合は、当該応急手当普及員が指導する普通救命講習を修了した者に対し、修了証（様式第3）を、救命入門コースに参加した者に対し、参加証（様式第3の3）を交付することができる。 3 前項の申請があった場合、救命講習実施報告書（様式第4）及び救命講習受講者名簿（様式第2）を提出させるものとする。 4 消防長は、第2項の規定に基づき修了証又は参加証（以下「修了証等」という。）を交付したときは、救命講習受講者名簿（様式第2）に記録するものとする。 5 削る （再交付） 第5条 消防長は、救命講習を受講し、修了証等の交付を受けた者が、修了証等を亡失又は汚損した場合において、修了証等の再交付の要請があったときは、交付から5年間に限り、救命講習修了証等再交付申請書（様式第5）を提出させ、修了証等を再交付することができる。なお、救命講習受講者名簿（様式第2）からの本人確認が困難である場合は、再発行を行わないものとする。

(一般救急講習) 第 6 条 略 第 2 節 応急手当指導員 (応急手当指導員の認定等) 第 7 条 略 2 略 (1) 次の<u>アからウまでのいずれかに該当する者で、別表第 4 に定める応急手当指導員講習Ⅰを修了した者</u> ア <u>消防職員で救急救命士の資格を有する者</u> イ <u>消防職員で消防庁長官、都道府県知事又は市長が行う救急業務に関する講習の課程を修了した者</u> ウ <u>消防機関在職中に消防庁長官、都道府県知事又は市長が行う救急業務に関する講習の課程を修了した者</u> (2) <u>前号ア又はイに該当する者で、応急手当指導員の資格認定を行う時点において、過去 1 年間に 3 0 時間以上の応急手当の普及啓発活動に従事していると認める者又はこれと同等以上の知識及び技能を有すると認める者であって、消防長が応急手当指導員講習Ⅰを受講する必要がないと認める者</u> (3) <u>前 2 号以外の消防職員又は消防職員であった者で、別表第 5 に定める応急手当指導員講習Ⅱを修了した者</u> (4) <u>応急手当普及員の資格を有する者で、別表第 6 に定める応急手当指導員講習Ⅲを修了した者</u> (5) <u>応急手当の普及啓発活動に関し、前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める者</u> (応急手当指導員の養成) 第 8 条 略 2 <u>消防長は、応急手当指導員養成講習を修了した者に対し、応急手当指導員養成講習修了証(様式第 7)を交付するものとする。なお、当該講習を修了した者が本市以外の消防機関に所属する者であることを申し出たときは、消防長は、当該受講者が所属する消防機関の長に対して、当該講習を修了した旨を通知するものとする。</u> (応急手当指導員養成講習の講師) 第 9 条 略 (応急手当指導員認定証の交付) 第 1 0 条 消防長は、応急手当指導員を認定したときは、応急手当指導員名簿(様式第 8)に登録し、<u>応急手当指導員認定証(様式第 9、様式第 1 0 又は様式第 1 0 の 2)を交付するものとする。</u> (再交付) 第 1 1 条 消防長は、<u>応急手当指導員の資格を有する者が、既に交付された応急手</u>	(一般救急講習) 第 6 条 略 第 2 節 応急手当指導員 (応急手当指導員の認定等) 第 7 条 略 2 略 (1) 次の_____いずれかに該当する者で、別表第 4 に定める応急手当指導員講習__を修了した者 ア <u>本市の</u>消防職員で救急救命士の資格を有する者 イ <u>本市の</u>消防職員で消防庁長官、都道府県知事又は市長が行う救急業務に関する講習の課程を修了した者 ウ <u>削る</u> (2) <u>削る</u> (3) <u>削る</u> (4) <u>削る</u> (2) <u>本市の消防職員で応急手当の普及啓発活動に関し、前号</u>に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める者 (応急手当指導員の養成) 第 8 条 略 2 <u>削る</u> (応急手当指導員養成講習の講師) 第 9 条 略 (応急手当指導員認定証の交付) 第 1 0 条 消防長は、応急手当指導員を認定したときは、<u>応急手当指導員名簿(様式第 6)に登録し、応急手当指導員認定証(様式第 7</u>_____<u>)を交付するものとする。</u> (再交付) 第 1 1 条 消防長は、<u>応急手当指導員の資格を有する者が、既に交付された応急手</u>
--	---

当指導員認定証を亡失し、又は汚損した場合において、応急手当指導員認定証の再交付の要請があったときは、<u>応急手当指導員等認定証再交付申請書（様式第11）</u>を提出させ、<u>応急手当指導員認定証を再交付することができる。</u> （<u>応急手当指導員の資格の有効期限</u>） 第12条 応急手当指導員の資格は、<u>資格認定日から3年で失効するものとする。</u>ただし、<u>本市の消防職員は消防本部を退職した日から3年で失効するものとし、当該職員が退職した日から3年以内に消防本部で再任用される場合は、再任用の期間が終了した日から3年で失効するものとする。</u>なお、<u>第7条第2項第5号に定める者の失効は、資格認定日に消防長が定めるものとする。</u> 2 <u>前項本文の規定にかかわらず、失効前1か月以内に別表第7に定める応急手当指導員再講習を受講した者については、更に3年間有効とし、それ以後も同様とする。</u> 3 <u>消防長は、応急手当指導員再講習の受講を希望する者には、応急手当指導員再講習受講申請書（様式第12）及び応急手当指導員再講習受講者名簿（様式第13）を提出させるものとする。</u> 第3節 応急手当普及員 （<u>応急手当普及員の認定等</u>） 第13条 応急手当普及員は、<u>主として</u>事業所、防災組織その他の組織においてこれらの組織の構成員に対して行う普通救命講習<u>の指導に従事するものとする。</u> 2 応急手当普及員は、次の各号のいずれかに該当する者の中から消防長が認定する。 (1) 別表第8に定める応急手当普及員講習Ⅰを修了した者 (2) 次のアからウまでのいずれかに該当する者で別表第9に定める応急手当普及員講習Ⅱを修了した者 アからウ 略 (3)、(4) 略 3 略 （<u>応急手当普及員の養成</u>） 第14条 消防長は、<u>応急手当普及員の養成講習を随時</u>実施するものとする。 2 消防長は、<u>応急手当普及員養成講習の受講を希望する者には、応急手当普及員受講申請書（様式第14）及び応急手当普及員養成講習受講者名簿（様式第15）を提出させるものとする。</u> （<u>応急手当普及員養成講習の講師</u>） 第15条 略	当指導員認定証を亡失し、又は汚損した場合において、応急手当指導員認定証の再交付の要請があったときは、<u>応急手当指導員等認定証再交付申請書（様式第8）</u>を提出させ、<u>応急手当指導員認定証を再交付することができる。</u> （<u>応急手当指導員の資格の有効期限</u>） 第12条 応急手当指導員の資格は、<u>本市の消防職員を退職した日に失効するものとする。</u>ただし、<u>当該職員が本市の消防職員として再任用される場合は、再任用の期間が終了した日に失効する</u> <u>ものとする。</u> 2 削る 3 削る 第3節 応急手当普及員 （<u>応急手当普及員の認定等</u>） 第13条 応急手当普及員は、<u>当該応急手当普及員が属する事業所、防災組織その他の組織においてこれらの組織の構成員に対して行う普通救命講習、救命入門コース及び一般救急講習の指導に従事するものとする。</u> 2 <u>消防長は、応急手当普及員が前項の普通救命講習及び救命入門コースを実施する場合は、救命講習実施届（様式第9）及び救命講習受講者名簿（様式第2）を提出させるものとする。</u> 3 応急手当普及員は、次の各号のいずれかに該当する者の中から消防長が認定する。 (1) 別表第5に定める応急手当普及員講習Ⅰを修了した者 (2) 次のアからウまでのいずれかに該当する者で別表第6に定める応急手当普及員講習Ⅱを修了した者 アからウ 略 (3)、(4) 略 4 略 （<u>応急手当普及員の養成</u>） 第14条 消防長は、<u>応急手当普及員の養成講習を定期的</u>に実施するものとする。 2 消防長は、<u>応急手当普及員養成講習の受講を希望する者には、応急手当普及員受講申請書（様式第10）及び応急手当普及員養成講習受講者名簿（様式第11）を提出させるものとする。</u> （<u>応急手当普及員養成講習の講師</u>） 第15条 略
---	---

(応急手当普及員認定証の交付) 第 1 6 条 消防長は、応急手当普及員として認定したときは、応急手当普及員名簿（様式第 <u>1 6</u>）に登録し、応急手当普及員認定証（様式第 <u>1 7</u>）を交付するものとする。 (再交付) 第 1 7 条 消防長は、応急手当普及員の資格を有する者が、既に交付された応急手当普及員認定証を亡失し、又は汚損した場合において、応急手当普及員認定証の再交付の要請があったときは、応急手当指導員等認定証再交付申請書（様式第 <u>1 1</u>）を提出させ、応急手当普及員認定証を再交付することができる。 (応急手当普及員の資格の有効期限) 第 1 8 条 応急手当普及員の資格は、資格認定日から 3 年で失効するものとする。ただし、第 1 3 条第 <u>2</u> 項第 4 号に定める者は、この限りでない。 2 前項本文の規定にかかわらず、別表第 <u>1 0</u> に定める応急手当普及員再講習を受講した者については、更に 3 年間有効とし、それ以後も同様とする。 3 消防長は、応急手当普及員再講習の受講を希望する者には、応急手当普及員再講習受講申請書（様式第 <u>1 8</u>）及び応急手当普及員再講習受講者名簿（様式第 <u>1 9</u>）を提出させるものとする。 (他の地域で取得した者の扱いについて) 第 1 9 条 略 2 前項の規定に基づき認定する場合 <u>の要領については別に定める。</u> 第 3 章 応急手当指導員等の責務 (応急手当指導員等の責務) 第 2 0 条 略 2、3 略 4 応急手当指導員等が一宮市防火防災訓練災害補償実施要綱（昭和 5 6 年消防本部告示第 1 号）に定める民間防災組織において <u>普及講習</u> を実施しようとするときは、同要綱で定める防火防災訓練実施届を提出しなければならない。 (認定の取消し) 第 2 1 条 略 2 前項の規定により認定を取り消す場合は、応急手当指導員名簿又は応急手当普及員名簿から抹消するとともに、認定の取消理由及び認定証の返納について、応急手当指導員等認定取消通知書（様式第 <u>2 0</u>）で通知するものとする。 第 4 章 その他	(応急手当普及員認定証の交付) 第 1 6 条 消防長は、応急手当普及員として認定したときは、応急手当普及員名簿（様式第 <u>1 2</u>）に登録し、応急手当普及員認定証（様式第 <u>1 3</u>）を交付するものとする。 (再交付) 第 1 7 条 消防長は、応急手当普及員の資格を有する者が、既に交付された応急手当普及員認定証を亡失し、又は汚損した場合において、応急手当普及員認定証の再交付の要請があったときは、応急手当指導員等認定証再交付申請書（様式第 <u>8</u>）を提出させ、応急手当普及員認定証を再交付することができる。 (応急手当普及員の資格の有効期限) 第 1 8 条 応急手当普及員の資格は、資格認定日から 3 年で失効するものとする。ただし、第 1 3 条第 <u>3</u> 項第 4 号に定める者は、この限りでない。 2 前項本文の規定にかかわらず、別表第 <u>7</u> に定める応急手当普及員再講習を受講した者については、更に 3 年間有効とし、それ以後も同様とする。 3 消防長は、応急手当普及員再講習の受講を希望する者には、応急手当普及員再講習受講申請書（様式第 <u>1 4</u>）及び応急手当普及員再講習受講者名簿（様式第 <u>1 5</u>）を提出させるものとする。 (他の地域で取得した者の扱いについて) 第 1 9 条 略 2 前項の規定に基づき認定する場合、<u>認定を受けるものに対して応急手当普及員認定申請書(様式第 1 6)を提出させるものとする。</u> <u>3 第 1 項の規定により認定したときは、応急手当普及員名簿（様式第 1 2）に登録し、応急手当普及員認定証（様式第 1 7）を交付するものとする。なお、有効期間については、本市以外で取得した応急手当普及員認定証に記載されている認定日から 3 年間有効とする。</u> 第 3 章 応急手当指導員等の責務 (応急手当指導員等の責務) 第 2 0 条 略 2、3 略 4 応急手当指導員等が一宮市防火防災訓練災害補償実施要綱（昭和 5 6 年消防本部告示第 1 号）に定める民間防災組織において <u>一般救急講習</u> を実施しようとするときは、同要綱で定める防火防災訓練実施届を提出しなければならない。 (認定の取消し) 第 2 1 条 略 2 前項の規定により認定を取り消す場合は、応急手当指導員名簿又は応急手当普及員名簿から抹消するとともに、認定の取消理由及び認定証の返納について、応急手当指導員等認定取消通知書（様式第 <u>1 8</u>）で通知するものとする。 第 4 章 その他
---	---

(普及啓発用<u>資機材</u>の整備) 第22条 消防長は、応急手当の普及啓発活動に必要な蘇生訓練用人形、訓練用自動体外式除細動器、指導用ビデオ等普及啓発用<u>資機材</u>を整備するように努めるものとする。 (感染防止上の指導等) 第23条 消防長は、応急手当の普及講習の実施に当たっては、応急手当を行う場合に係る感染防止の留意事項についても指導を行うとともに、心肺蘇生法の実技実習を行う場合には、蘇生訓練用人形の消毒、<u>滅菌</u>等の措置を行うものとする。 (関係機関との連携) 第24条 略 (救急認定証交付事業) 第25条 略 第5章 雑則 (事務分掌) 第26条 略 (雑則) 第27条 略 付 則 この告示は、平成6年10月26日から施行する。 付 則(平成11年8月19日消防本部告示第1号) この告示は、平成11年10月1日から施行する。 付 則(平成14年消防本部告示第1号) この告示は、平成14年3月1日から施行する。 付 則(平成14年消防本部告示第2号) この告示は、平成14年4月1日から施行する。 付 則(平成14年消防本部告示第2号) この告示は、平成16年12月1日から施行する。 付 則(平成16年11月16日消防本部告示第2号) この告示は、平成17年4月1日から施行する。 付 則(平成17年3月24日消防本部告示第2号)	(普及啓発用<u>資器材</u>の整備) 第22条 消防長は、応急手当の普及啓発活動に必要な蘇生訓練用人形、訓練用自動体外式除細動器、指導用ビデオ等普及啓発用<u>資器材</u>を整備するように努めるものとする。 (普及啓発用<u>資器材</u>の貸出) 第23条 <u>消防長は、第13条第1項に定める応急手当普及員が実施する普通救命講習及び一般救急講習において、当該応急手当普及員が資器材の借用を希望する場合は、応急手当普及啓発用資器材借用申請書(様式第19)を提出させるものとする。</u> <u>2 前項に定めるもののほか、資器材の借用を希望する場合で、公益上必要があると判断したときは貸出しできるものとする。</u> <u>3 前項の借用希望は、応急手当普及啓発用資器材借用申請書(様式第19)を準用するものとする。</u> (感染防止上の指導等) 第24条 消防長は、応急手当の普及講習の実施に当たっては、応急手当を行う場合に係る感染防止の留意事項についても指導を行うとともに、心肺蘇生法の実技実習を行う場合には、蘇生訓練用人形の消毒、<u>清拭</u>等の措置を行うものとする。 (関係機関との連携) 第25条 略 (救急認定証交付事業) 第26条 略 第5章 雑則 (事務分掌) 第27条 略 (雑則) 第28条 略 付 則 この告示は、平成6年10月26日から施行する。 付 則(平成11年8月19日消防本部告示第1号) この告示は、平成11年10月1日から施行する。 付 則(平成14年消防本部告示第1号) この告示は、平成14年3月1日から施行する。 付 則(平成14年消防本部告示第2号) この告示は、平成14年4月1日から施行する。 付 則(平成14年消防本部告示第2号) この告示は、平成16年12月1日から施行する。 付 則(平成16年11月16日消防本部告示第2号) この告示は、平成17年4月1日から施行する。 付 則(平成17年3月24日消防本部告示第2号)
--	---

この告示は、平成１８年１０月１日から施行する。

付 則(平成１８年９月２８日消防本部告示第４号)

この告示は、平成２０年４月１日から施行する。

付 則(平成２０年３月２７日消防本部告示第１号)

この告示は、平成２４年４月１日から施行する。

付 則(平成２４年３月１３日消防本部告示第１号)

この告示は、平成２７年４月１日から施行する。

付 則(平成２７年１月１４日消防本部告示第１号)

この告示は、平成２８年４月１日から施行する。

付 則(平成２８年３月２５日消防本部告示第１号)

この告示は、平成３１年１月１日から施行する。

付 則(平成３０年１２月２７日消防本部告示第４号)

この告示は、平成３０年１２月２７日から施行する。

付 則(令和５年３月２８日消防本部告示第１号)

この告示は、令和５年３月２８日から施行する。

付 則(令和６年３月２５日消防本部告示第２号)

１ この告示は、令和６年３月２５日から施行する。

２ この告示の施行の際、現に改正前の告示の規定に基づき製作されている修了証等は、改正後の告示にかかわらず、当分の間、使用することができる。

付 則(令和７年７月２３日消防本部告示第４号)

この告示は、令和７年７月２３日から施行する。

別表第１(第３条関係)

普通救命講習Ⅰ

１ 略	
２ 標準的な実施要領	１、２ 略 ３ 訓練用資機材一式に対して受講者は５名程度とする。 ４ 略

普通救命講習Ⅰのカリキュラム 略

この告示は、平成１８年１０月１日から施行する。

付 則(平成１８年９月２８日消防本部告示第４号)

この告示は、平成２０年４月１日から施行する。

付 則(平成２０年３月２７日消防本部告示第１号)

この告示は、平成２４年４月１日から施行する。

付 則(平成２４年３月１３日消防本部告示第１号)

この告示は、平成２７年４月１日から施行する。

付 則(平成２７年１月１４日消防本部告示第１号)

この告示は、平成２８年４月１日から施行する。

付 則(平成２８年３月２５日消防本部告示第１号)

この告示は、平成３１年１月１日から施行する。

付 則(平成３０年１２月２７日消防本部告示第４号)

この告示は、平成３０年１２月２７日から施行する。

付 則(令和５年３月２８日消防本部告示第１号)

この告示は、令和５年３月２８日から施行する。

付 則(令和６年３月２５日消防本部告示第２号)

１ この告示は、令和６年３月２５日から施行する。

２ この告示の施行の際、現に改正前の告示の規定に基づき製作されている修了証等は、改正後の告示にかかわらず、当分の間、使用することができる。

付 則(令和７年７月２３日消防本部告示第４号)

この告示は、令和７年７月２３日から施行する。

付 則(令和８年 月 日消防本部告示第 号)

１ この告示は、令和８年 月 日から施行する。

２ 第１２条の規定の適用については、現に交付されている応急手当指導員認定証の「本証は、一宮市消防本部を退職した日から３年間有効です。」を「本証は、一宮市消防本部の在職（任用）期間のみ有効です。」と読み替えるものとする。

別表第１(第３条関係)

普通救命講習Ⅰ

１ 略	
２ 標準的な実施要領	１、２ 略 ３ 訓練用資器材一式に対して受講者は５名程度とする。 ４ 略

普通救命講習Ⅰのカリキュラム 略

別表第 1 の 2 (第 3 条関係)

普通救命講習Ⅱ

1 略	
2 標準的な 実施要領	1、2 略 3 訓練用 <u>資機材</u> 一式に対して受講者は 5 名程度とする。 4 略

普通救命講習Ⅱのカリキュラム 略

別表第 1 の 3 (第 3 条関係)

普通救命講習Ⅲ

1 略	
2 標準的な 実施要領	1、2 略 3 訓練用 <u>資機材</u> 一式に対して受講者は 5 名程度とする。 4 略

普通救命講習Ⅲのカリキュラム 略

別表第 2 (第 3 条関係)

上級救命講習

1 略	
2 標準的な 実施要領	1、2 略 3 訓練用 <u>資機材</u> 一式に対して受講者は 5 名程度とする。 4 略

上級救命講習のカリキュラム 略

別表第 3 (第 3 条関係)

救命入門コース (90 分コース)

1 略	
2 標準的な 実施要領	1 略 2 訓練用 <u>資機材</u> 一式に対して受講者は 5 名程度とする。 3 略

救命入門コース (90 分コース) のカリキュラム 略

別表第 1 の 2 (第 3 条関係)

普通救命講習Ⅱ

1 略	
2 標準的な 実施要領	1、2 略 3 訓練用 <u>資器材</u> 一式に対して受講者は 5 名程度とする。 4 略

普通救命講習Ⅱのカリキュラム 略

別表第 1 の 3 (第 3 条関係)

普通救命講習Ⅲ

1 略	
2 標準的な 実施要領	1、2 略 3 訓練用 <u>資器材</u> 一式に対して受講者は 5 名程度とする。 4 略

普通救命講習Ⅲのカリキュラム 略

別表第 2 (第 3 条関係)

上級救命講習

1 略	
2 標準的な 実施要領	1、2 略 3 訓練用 <u>資器材</u> 一式に対して受講者は 5 名程度とする。 4 略

上級救命講習のカリキュラム 略

別表第 3 (第 3 条関係)

救命入門コース (90 分コース)

1 略	
2 標準的な 実施要領	1 略 2 訓練用 <u>資器材</u> 一式に対して受講者は 5 名程度とする。 3 略

救命入門コース (90 分コース) のカリキュラム 略

別表第3の2(第3条関係)
救命入門コース(45分コース)

1 略	
2 標準的な実施要領	1 略 2 訓練用資機材一式に対して受講者は2名程度とする。 3 略

救命入門コース(45分コース)のカリキュラム 略

別表第4(第7条関係)
応急手当指導員講習Ⅰ
＜表については略＞

別表第5(第7条関係)
応急手当指導員講習Ⅱ

項 目		時間(分)	
基礎的な知識技能	基礎知識(講義)	60	480
	救命に必要な応急手当の基礎実技	240	
	その他の応急手当の基礎実技	180	
指導要領	基礎医学・資機材の取扱い要領・指導技法	240	840
	救命に必要な応急手当の指導要領	300	
	心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験)、心肺蘇生法の指導に関する実技の評価(実技試験)を含む		
	その他の応急手当の指導要領	180	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	120	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応			120
合計時間			1440

- (注)
- 「基礎知識(講義)」とは、応急手当指導員(普及員)認定制度、応急手当の重要性及び応急手当の対象者等に関する知識をいう。
 - 「基礎医学」とは、解剖・生理学及び感染防止をいう。
 - 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法及び止血法(感染防止を含む。)をいう。
 - 「その他の応急手当」とは、傷病者管理、外傷の手当要領及び搬送法をいう。

別表第3の2(第3条関係)
救命入門コース(45分コース)

1 略	
2 標準的な実施要領	1 略 2 訓練用資器材一式に対して受講者は2名程度とする。 3 略

救命入門コース(45分コース)のカリキュラム 略

別表第4(第7条関係) 略
応急手当指導員講習__
＜表については略＞

別表第5(第7条関係) 削る

別表第6(第7条関係)
応急手当指導員講習Ⅲ

項 目		時間 (分)	
基礎的な知識 技能	基礎知識(講義)	60	180
	救命に必要な応急手当の基礎実技	60	
	その他の応急手当の基礎実技	60	
指導要領	基礎医学・資機材の取扱い要領・指導技法	60	660
	救命に必要な応急手当の指導要領	300	
	心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験)、心肺蘇生法の指導に関する実技の評価(実技試験)を含む		
	その他の応急手当の指導要領	180	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	120	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応			120
合計時間			960

- (注)
- 「基礎知識(講義)」とは、応急手当指導員(普及員)認定制度、応急手当の重要性及び応急手当の対象者等に関する知識をいう。
 - 「基礎医学」とは、解剖・生理学及び感染防止をいう。
 - 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法及び止血法(感染防止を含む。)をいう。
 - 「その他の応急手当」とは、傷病者管理、外傷の手当要領及び搬送法をいう。

別表第7(第12条関係)
応急手当指導員再講習

項 目	時間 (分)
救命に必要な応急手当の指導要領	120
その他の応急手当の指導要領	120
合計時間	240

- (注)
- 本講習は、応急手当指導技能の維持・向上を図るものである。
 - 本講習においては、指導実技を実施させ、手順・要領が誤っているものについて重点指導する。また、想定課題に基づく指導要領について展示指導させ、誤っている部分について修正指導を行う。
 - 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法及び止血法(感染防止を含む。)をいう。
 - 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領及び搬送法をいう。

別表第6(第7条関係) 削る

別表第7(第12条関係) 削る

別表第8(第 1 3 条関係)

応急手当普及員講習 I

項 目		時間 (分)	
略			
指導要領	基礎医学・ <u>資機材</u> の取扱い要領・指導技法		
略			
略			

別表第9(第 1 3 条関係) 略

別表第10(第 1 8 条関係) 略

別表第5(第 1 3 条関係)

応急手当普及員講習 I

項		目	時間（分）	
略				
指導要領	基礎医学・ <u>資器材</u> の取扱い要領・指導技法			
略				
略				

別表第6(第 1 3 条関係) 略

別表第7(第 1 8 条関係) 略

様式第 1 (第 2 条関係)
略

様式第2 (第2条_____関係)

救 命 講 習 受 講 者 名 簿

(□普通救命講習Ⅰ □普通救命講習Ⅱ □普通救命講習Ⅲ □上級救命講習 □救命入門コース)

[illegible]

様式第 1 (第 2 条関係)
略

様式第2 (第2条・4条・5条・13条関係)

救 命 講 習 受 講 者 名 簿

(□ 普通救命講習Ⅰ □ 普通救命講習Ⅱ □ 普通救命講習Ⅲ □ 上級救命講習 □ 救命入門コース)

[illegible]

(※1)原則、再発行時の確認用として、すべての個人情報の記載を必要とする。ただし、修了証等の再発行ができないことについて同意を得た場合は氏名以外の記載を☑にて省略することができる。

(※2)応急手当普及員が実施した講習で修了証等を発行した場合は、その旨を備考欄に記載すること

様式第3（第3条関係）

救 命 講 習 実 施 届	
年 月 日	
(あて先) 一宮市消防長	
届出者 住 所 事業所名 氏 名 電 話 ()	
下記のとおり救命講習を実施しますので届出ます。	
記	
実 施 日 時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
実 施 場 所 (住 所)	
実 施 団 体 名	
受 講 者 数	名
応急手当普及員名 及 認 定 番 号	
借 用 資 器 材	・訓練用人形 体 ・AEDトレーナー 基
備 考	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考 ※の欄は、記入しないでください。

旧様式第3を様式第9に変更したもの。新旧対照表のためこの位置に表示。要綱では様式順に並び変えます。

様式第9（第13条関係）

救 命 講 習 実 施 届	
年 月 日	
(あて先) 一宮市消防長	
報告者 住 所 事業所名 氏 名 電 話 ()	
下記のとおり普通救命講習等を実施しますので届出ます。	
記	
講 習 種 別	☐ 普 通 救 命 講 習 I ☐ 普 通 救 命 講 習 II ☐ 普 通 救 命 講 習 III ☐ 救 命 入 門 コ ー ス
実 施 日 時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
実 施 場 所 (住 所)	
実 施 団 体 名	
受 講 者 数	名
応急手当普及員名 及 認 定 番 号	
備 考	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考 ※の欄は、記入しないで下さい。

様式第4（第4条関係）
略

様式第4の2（第4条関係）
略

様式第4の3（第4条関係）
略

様式第3（第4条関係）
略

様式第3の2（第4条関係）
略

様式第3の3（第4条関係）
略

様式第5（第4条関係）

救命講習実施報告書

年 月 日	
(あて先) 一宮市消防長	
報告者 住 所 事業所名 氏 名 電 話 ()	
下記のとおり普通救命講習__を実施しましたので報告します。	
記	
実 施 日 時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
実 施 場 所 (住 所)	
実 施 団 体 名	
修 了 者 数	名
応急手当普及員 名 及 び 認 定 番 号	
備 考	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考 ※の欄は、記入しないで下さい。

様式第4（第4条関係）

救命講習実施報告書

年 月 日	
(あて先) 一宮市消防長	
報告者 住 所 事業所名 氏 名 電 話 ()	
下記のとおり普通救命講習等を実施しましたので報告します。	
記	
講 習 種 別	☐ 普通救命講習Ⅰ ☐ 普通救命講習Ⅱ ☐ 普通救命講習Ⅲ ☐ 救命入門コース
実 施 日 時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
実 施 場 所 (住 所)	
実 施 団 体 名	
修 了 者 数	名
応急手当普及員 名 及 び 認 定 番 号	
備 考	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考 ※の欄は、記入しないで下さい。

様式第6（第5条関係）
略

様式第7（第8条関係）

第 号

応 急 手 当 指 導 員 養 成 講 習 修 了 証

様

あなたは、応急手当指導員養成講習（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）を修了しました。
よってこれを証します。

年 月 日

一宮市消防長 印

様式第5（第5条関係）
略

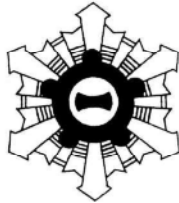
削る

様式第9（第10条関係） 応急手当指導員認定証（消防職員用）

（表）

応 急 手 当 指 導 員 認 定 証	第	号
氏 名		
年 月 日 生		
上記の者を応急手当指導員として認定します。		
年 月 日		
一 宮 市 消 防 本 部		印
消 防 長		
本証は、一宮市消防本部を退職した日から、3年間有効です。		

（裏）


応急手当指導員認定証
一 宮 市 消 防 本 部

認定証の大きさは縦54mm横86mmとする。

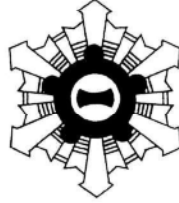
様式第7（第10条関係）

応急手当指導員認定証

（表）

応 急 手 当 指 導 員 認 定 証	第	号
氏 名		
年 月 日 生		
上記の者を応急手当指導員として認定します。		
年 月 日		
一 宮 市 消 防 本 部		印
消 防 長		
本証は、一宮市消防本部の在職（任用）期間のみ有効です。		

（裏）

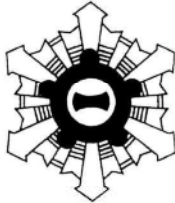

応急手当指導員認定証
一 宮 市 消 防 本 部

認定証の大きさは縦54mm横86mmとする。

様式第10（第10条関係） 応急手当指導員認定証（消防職員以外の者用）
（表）

応 急 手 当 指 導 員 認 定 証	第	号
氏 名		
年 月 日 生		
上 記 の 者 を 応 急 手 当 指 導 員 と し て 認 定 し ま す 。		
年 月 日		
一 宮 市 消 防 本 部		
消 防 長		印
本 証 は 、 発 効 日 か ら 3 年 間 有 効 で す 。 た だ し 、 再 講 習 を 受 講 し た 場 合 は 、 更 に 3 年 間 有 効 と な り 、 以 後 同 様 で す 。		

（裏）

			
応 急 手 当 指 導 員 認 定 証			
一 宮 市 消 防 本 部			
再 講 習 受 講 の 記 録			
・ ・ ・ 受 講	印	・ ・ ・ 受 講	印

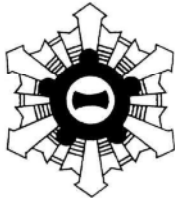
認定証の大きさは縦54mm横86mmとする。

削る

様式第10の2（第10条関係） 応急手当指導員認定証（第7条2項第5号用）
（表）

応 急 手 当 指 導 員 認 定 証		第	号
氏 名			
年 月 日 生			
上 記 の 者 を 応 急 手 当 指 導 員 と し て 認 定 し ま す。			
年 月 日			
一 宮 市 消 防 本 部			印
消 防 長			
本証は、 年間有効です。			

（裏）

	
応急手当指導員認定証	
一 宮 市 消 防 本 部	

認定証の大きさは縦54mm横86mmとする。

削る

様式第11（第11条_____条関係）
略

様式第8（第11条・17条条関係）
略

様式第 1 2 (第 1 2 条関係)

応 急 手 当 指 導 員 再 講 習 受 講 申 請 書

年 月 日	
(あて先) 一宮市消防長	
申請者 住 所 氏 名 電 話 ()	
受 講 日 時	年 月 日 () 時 分 から
受 講 場 所 (住 所)	
受 講 者 数	
備 考	
※ 受 付 簿	※ 経 過 欄

備考 ※の欄は、記入しないでください。

削る

様式第13（第12条関係）

応 急 手 当 指 導 員 再 講 習 受 講 者 名 簿										
番号	受 付 日	ふ り が な 氏 名	職員・非 職員の別	職員の場合は、階級等 職員以外の場合は住所	交付年月日	交付番号	交 付 機 関	前 回 の 再 講 習		備 考
								年 月 日	番 号	

様式第14（第14条関係）
略

様式第15（第14条関係）
略

削る

様式第10（第14条関係）
略

様式第11（第14条関係）
略

様式第16（第19条関係）

応 急 手 当 普 及 員 認 定 申 請 書

年 月 日	
(あて先)一宮市消防長	
申請者 住 所 ふりがな 氏 名 生年月日 電 話 ()	
認定証交付年月日	年 月 日
認 定 番 号	第 号
認 定 団 体 名	
備 考	
※ 受 付 簿	※ 経 過 欄

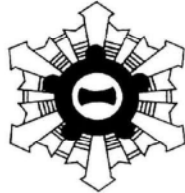
- ・他の地域で応急手指導員として認定されている場合でも、当市では応急手当普及員として認定することをご了承ください。
- ・現在、所有している認定証の写しを添付してください。
- ・※の欄は、記入しないでください。

様式第 17（第 19 条関係）
応急手当普及員認定証（他の地域で取得した普及員）

（表）

応急手当普及員認定証		第	号
氏名			
上記の者を応急手当普及員として認定します。			
年 月 日		一宮市消防本部 消防長	
		印	
本証は、当市以外で取得した応急手当普及員認定証認定日			
【 年 月 日】から、3年間有効です。ただし、再講			
習を受講した場合は、さらに3年間有効となり、以降も同様です。			

（裏）

	
応急手当普及員認定証	
一宮市消防本部	

認定証の大きさは縦 58 mm 横 86 mm とする。

様式第 2 0 （第 2 1 条関係）
略

様式第 1 8 （第 2 1 条関係）
略

様式第 1 9 （第 2 3 条関係）

応急手当普及啓発用資器材借用申請書

年 月 日	
(あて先)一宮市消防長	
申請者 住所 ふりがな 氏名 生年月日 電話 ()	
次のとおり応急手当普及啓発用資器材の借用を申請します。	
借 用 期 間	年 月 日 () ～ 年 月 日 ()
借 用 資 器 材	☐ 心肺蘇生法訓練人形 成人 (体) 小児 (体) 乳児 (体) ☐ A E D トレーナー (器) ☐ 訓練用マット (枚) ☐ 救命講習用 D V D (講習に○をつけてください) 成人用 小児・乳児用 入門コース ☐ D V D プレーヤー ☐ コードリール ☐ プロジェクター ☐ スクリーン その他
	☐ 借用に際し、次の事項を遵守します。 【遵守事項】 1 借用物品は丁寧に取り扱い、応急手当の普及啓発活動以外には使用しません。 2 借用期間中は、責任者が管理、保管をします。 3 借用物品を破損、汚損、紛失した場合は、原状回復または損害額に相当する金額を損害賠償として支払います。 4 借用物品の使用により使用者に損害を被ることがあっても、全て申請者の責任とし一宮市に補償を求めません。 5 返却時は消防本部の担当者の検収を受け返却します。
備 考	
※ 受 付 簿	※ 経 過 欄

※の欄は、記入しないでください。

一宮市応急手当の普及啓発活動に関する実施要綱

平成 6 年 1 0 月 2 6 日

消防本部告示 第 1 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、一宮市救急業務規程（平成 5 年消防本部訓令第 4 号）第 3 5 条の規定に基づき、住民に対する応急手当の普及講習の標準的な実施方法、応急手当指導員及び応急手当普及員（以下「応急手当指導員等」という。）の認定要件等応急手当の普及啓発活動について必要な事項を定め、もって住民に対する応急手当に関する正しい知識と技術の普及に資することを目的とする。

第 2 章 講習等

第 1 節 住民に対する普及講習

(講習等)

第 2 条 消防長は、事業所、防災組織その他の住民に対し、随時普通救命講習、上級救命講習又は救命入門コース（以下「救命講習」という。）を実施するものとする。

2 消防長は、救命講習の受講を希望する者には、救命講習受講申請書（様式第 1）及び救命講習受講者名簿（様式第 2）を提出させるものとする。

(救命講習の種類)

第 3 条 標準的な講習は、次に掲げるとおりとし、そのカリキュラム、講習時間等詳細事項については、別表第 1、別表第 1 の 2、別表第 1 の 3 及び別表第 2 までに掲げるとおりとする。

講習の種類		主 な 普 及 項 目
普通救命講習	I	心肺蘇生法（主に成人を対象）、大出血時の止血法
	II	心肺蘇生法（主に成人を対象）、大出血時の止血法（対象者によっては、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法とする。）
	III	心肺蘇生法（主に小児、乳児、新生児を対象）、大出血時の止血法
上級救命講習		心肺蘇生法（成人、小児、乳児、新生児を対象）、大出血時の止血法、傷病者管理法、外傷の手当、搬送法

2 住民に対する応急手当の導入講習である「救命入門コース」の主な普及項目は、胸骨圧迫及び A E D の取扱いとする。また、そのカリキ

ュラム、講習時間等については別表第3及び別表第3の2のとおりとする。

(修了証等の交付等)

第4条 消防長は、応急手当指導員が指導する普通救命講習又は上級救命講習を修了した者に対して、修了証(様式第3又は様式第3の2)を、救命入門コースに参加した者に対し、参加証(様式第3の3)を交付するものとする。

2 消防長は、応急手当普及員から申請があった場合は、当該応急手当普及員が指導する普通救命講習を修了した者に対し、修了証(様式第3)を、救命入門コースに参加した者に対し、参加証(様式第3の3)を交付することができる。

3 前項の申請があった場合、救命講習実施報告書(様式第4)及び救命講習受講者名簿(様式第2)を提出させるものとする。

4 消防長は、第2項の規定に基づき修了証又は参加証(以下「修了証等」という。)を交付したときは、救命講習受講者名簿(様式第2)に記録するものとする。

(再交付)

第5条 消防長は、救命講習を受講し、修了証等の交付を受けた者が、修了証等を亡失又は汚損した場合において、修了証等の再交付の要請があったときは、交付から5年間に限り、救命講習修了証等再交付申請書(様式第5)を提出させ、修了証等を再交付することができる。なお、救命講習受講者名簿(様式第2)からの本人確認が困難である場合は、再発行を行わないものとする。

(一般救急講習)

第6条 消防長は、第2条第1項に規定する救命講習のほか、住民に対する応急手当の普及講習として、心肺蘇生法、出血時の止血法、その他の救命処置要領等を内容とする一般救急講習を実施するものとする。

2 前項の一般救急講習は、事業所、防災組織その他の住民に対し、これらの者からの要請に応じ、随時実施するものとする。

第2節 応急手当指導員

(応急手当指導員の認定等)

第7条 救命講習の指導については、応急手当指導員がこれに当たるものとする。

2 応急手当指導員は、次の各号のいずれかに該当する者の中から消防長が認定する。

(1) 次のいずれかに該当する者で、別表第4に定める応急手当指導員講習を修了した者

ア 本市の消防職員で救急救命士の資格を有する者

イ 本市の消防職員で消防庁長官、都道府県知事又は市長が行う救急業務に関する講習の課程を修了した者

(2) 本市の消防職員で応急手当の普及啓発活動に関し、前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める者

(応急手当指導員の養成)

第8条 消防長は、自ら又は都道府県知事若しくは消防庁長官が指定する機関が実施する応急手当指導員養成講習に派遣する等、応急手当指導員の養成に努めるものとする。

(応急手当指導員養成講習の講師)

第9条 消防長は、応急手当指導員養成講習を実施する場合の講師には、努めて医師、看護師、救急救命士又は応急手当指導員の資格を有する者で、応急手当の指導に関して、高度な技術と十分な経験を有する者を充てるものとする。

(応急手当指導員認定証の交付)

第10条 消防長は、応急手当指導員を認定したときは、応急手当指導員名簿(様式第6)に登録し、応急手当指導員認定証(様式第7)を交付するものとする。

(再交付)

第11条 消防長は、応急手当指導員の資格を有する者が、既に交付された応急手当指導員認定証を亡失し、又は汚損した場合において、応急手当指導員認定証の再交付の要請があったときは、応急手当指導員等認定証再交付申請書(様式第8)を提出させ、応急手当指導員認定証を再交付することができる。

(応急手当指導員の資格の有効期限)

第12条 応急手当指導員の資格は、本市の消防職員を退職した日に失効するものとする。ただし、当該職員が本市の消防職員として再任用される場合は、再任用の期間が終了した日に失効するものとする。

第3節 応急手当普及員

(応急手当普及員の認定等)

第13条 応急手当普及員は、当該応急手当普及員が属する事業所、防災組織その他の組織においてこれらの組織の構成員に対して行う普通救命講習、救命入門コース及び一般救急講習の指導に従事するものとする。

2 消防長は、応急手当普及員が前項の普通救命講習及び救命入門コースを実施する場合は、救命講習実施届(様式第9)及び救命講習受講者名簿(様式第2)を提出させるものとする。

3 応急手当普及員は、次の各号のいずれかに該当する者の中から消防長が認定する。

(1) 別表第5に定める応急手当普及員講習Ⅰを修了した者

- (2) 次のアからウまでのいずれかに該当する者で別表第 6 に定める応急手当普及員講習Ⅱを修了した者
- ア 救急救命士の資格を有する者
 - イ 消防機関在職中に応急手当指導員の資格を有していた者
 - ウ 消防機関在職中に消防庁長官、都道府県知事又は市長が行う救急業務に関する講習の課程を修了した者
- (3) 前号ア又はイに該当する者で、過去 2 年以内に消防機関に在職し、応急手当の普及啓発活動に従事していた者であって、消防長が応急手当普及員講習Ⅱを受講する必要があると認める者
- (4) 応急手当の普及啓発活動に関し、前 3 号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める者
- 4 現に教職員にある者に対する応急手当普及員講習については、講習の質を確保するものであれば、講習時間を短縮し実施することも可能とする。
(応急手当普及員の養成)
- 第 14 条 消防長は、応急手当普及員の養成講習を定期的実施するものとする。
- 2 消防長は、応急手当普及員養成講習の受講を希望する者には、応急手当普及員受講申請書（様式第 10）及び応急手当普及員養成講習受講者名簿（様式第 11）を提出させるものとする。
(応急手当普及員養成講習の講師)
- 第 15 条 消防長は、応急手当普及員養成講習を実施する場合の講師には、努めて医師、看護師、救急救命士又は応急手当指導員の資格を有する者で、応急手当の指導に関して、高度な技術と十分な経験を有する者を充てるものとする。
(応急手当普及員認定証の交付)
- 第 16 条 消防長は、応急手当普及員として認定したときは、応急手当普及員名簿（様式第 12）に登録し、応急手当普及員認定証（様式第 13）を交付するものとする。
(再交付)
- 第 17 条 消防長は、応急手当普及員の資格を有する者が、既に交付された応急手当普及員認定証を亡失し、又は汚損した場合において、応急手当普及員認定証の再交付の要請があったときは、応急手当指導員等認定証再交付申請書（様式第 8）を提出させ、応急手当普及員認定証を再交付することができる。
(応急手当普及員の資格の有効期限)
- 第 18 条 応急手当普及員の資格は、資格認定日から 3 年で失効するものとする。ただし、第 13 条第 3 項第 4 号に定める者は、この限りでない。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、別表第 7 に定める応急手当普及員再講習を受講した者については、更に 3 年間有効とし、それ以後も同様とする。

- 3 消防長は、応急手当普及員再講習の受講を希望する者には、応急手当普及員再講習受講申請書（様式第14）及び応急手当普及員再講習受講者名簿（様式第15）を提出させるものとする。

（他の地域で取得した者の扱いについて）

第19条 消防長は、他の地域で応急手当普及員の認定を受けた者について、その認定を受けた講習が消防庁の実施要綱に基づく講習であれば、一宮市消防本部において認定を受けたものとみなすことができる。

- 2 前項の規定に基づき認定する場合、認定を受けるものに対して応急手当普及員認定申請書（様式第16）を提出させるものとする。
- 3 第1項の規定により認定したときは、応急手当普及員名簿（様式第12）に登録し、応急手当普及員認定証（様式第17）を交付するものとする。
なお、有効期間については、本市以外で取得した応急手当普及員認定証に記載されている認定日から3年間有効とする。

第3章 応急手当指導員等の責務

（応急手当指導員等の責務）

第20条 応急手当指導員等は、普及講習が計画的、かつ、効果的に行えるよう、応急手当に関する知識、技術及び指導方法等について常に研さんに努めなければならない。

- 2 消防長は、応急手当指導員等に対し、応急手当の知識、技術の維持及び救急医療の進歩に合わせた応急手当の普及指導に十分に対応できるよう、適宜再教育を行うよう配慮するものとする。
- 3 消防長は、事業所、防災組織その他の住民が応急手当の講習を行う場合に、応急手当普及員に対し講習の内容及び方法について必要な助言を与え、当該講習が適正に行われるよう指導するものとする。
- 4 応急手当指導員等が一宮市防火防災訓練災害補償実施要綱（昭和56年消防本部告示第1号）に定める民間防災組織において一般救急講習を実施しようとするときは、同要綱で定める防火防災訓練実施届を提出しなければならない。

（認定の取消し）

第21条 消防長は、応急手当指導員等が応急手当の普及啓発活動に関し、応急手当指導員等としてふさわしくない行為を行ったときは、その資格の認定を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により認定を取り消す場合は、応急手当指導員名簿又は応急手当普及員名簿から抹消するとともに、認定の取消理由及び認定証の返納について、応急手当指導員等認定取消通知書（様式第18）で通知するものとする。

第4章 その他

(普及啓発用資器材の整備)

第22条 消防長は、応急手当の普及啓発活動に必要な蘇生訓練用人形、訓練用自動体外式除細動器、指導用ビデオ等普及啓発用資器材を整備するように努めるものとする。

(普及啓発用資器材の貸出)

第23条 消防長は、第13条第1項に定める応急手当普及員が実施する普通救命講習及び一般救急講習において、当該応急手当普及員が資器材の借用を希望する場合は、応急手当普及啓発用資器材借用申請書(様式第19)を提出させるものとする。

2 前項に定めるもののほか、資器材の借用を希望する場合で、公益上必要があると判断したときは貸出しできるものとする。

3 前項の借用希望は、応急手当普及啓発用資器材借用申請書(様式第19)を準用するものとする。

(感染防止上の指導等)

第24条 消防長は、応急手当の普及講習の実施に当たっては、応急手当を行う場合に係る感染防止の留意事項についても指導を行うとともに、心肺蘇生法の実技実習を行う場合には、蘇生訓練用人形の消毒、清拭等の措置を行うものとする。

(関係機関との連携)

第25条 消防長は、応急手当の普及啓発活動が効果的に行えるよう、応急手当の普及啓発活動を実施している他の関係機関との連携協力に努めるものとする。

(救急認定証交付事業)

第26条 救急認定証交付基準は別に定める。

第5章 雑則

(事務分掌)

第27条 この要綱に基づく事務の統括は、消防本部消防救急課が行う。

2 各消防署においては、前項の規定により消防本部消防救急課が行う事務を補助する。

(雑則)

第28条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この告示は、平成6年10月26日から施行する。

付 則(平成11年8月19日消防本部告示第1号)

この告示は、平成11年10月1日から施行する。

付 則(平成14年消防本部告示第1号)

この告示は、平成14年3月1日から施行する。

付 則(平成14年消防本部告示第2号)

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

付 則(平成14年消防本部告示第2号)

この告示は、平成16年12月1日から施行する。

付 則(平成16年11月16日消防本部告示第2号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成17年3月24日消防本部告示第2号)

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

付 則(平成18年9月28日消防本部告示第4号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成20年3月27日消防本部告示第1号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成24年3月13日消防本部告示第1号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成27年1月14日消防本部告示第1号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(平成28年3月25日消防本部告示第1号)

この告示は、平成31年1月1日から施行する。

付 則(平成30年12月27日消防本部告示第4号)

この告示は、平成30年12月27日から施行する。

付 則(令和5年3月28日消防本部告示第1号)

この告示は、令和5年3月28日から施行する。

付 則(令和6年3月25日消防本部告示第2号)

1 この告示は、令和6年3月25日から施行する。

2 この告示の施行の際、現に改正前の告示の規定に基づき製作されている修了証等は、改正後の告示にかかわらず、当分の間、使用することができる。

付 則(令和7年7月23日消防本部告示第4号)

この告示は、令和7年7月23日から施行する。

付 則(令和8年1月23日消防本部告示第1号)

1 この告示は、令和8年1月23日から施行する。

2 第12条の規定の適用については、現に交付されている応急手当指導員認定証の「本証は、一宮市消防本部を退職した日から3年間有効です。」を「本証は、一宮市消防本部の在職（任用）期間のみ有効です。」と読み替えるものとする。

別表第 1 (第 3 条関係)

普通救命講習 I

1 到達目標	1 心肺蘇生法（主に成人を対象）を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。 3 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 1 クラスの受講者数の標準は、30 名程度とする。 3 訓練用資器材一式に対して受講者は 5 名程度とする。 4 指導者 1 名に対して受講者は 10 名程度とする。

普通救命講習 I のカリキュラム

項 目			細 目	時間(分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	1 5
救命に必要な応急手当 （主に成人 に対する方 法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生 法（実技）	反応の確認、通報	1 6 5
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
		A E Dの使用法	A E Dの使用方法（ビデオ等）	
			指導者による使用法の呈示	
			A E Dの実技要領	
		異物除去法	異物除去要領	
		効果確認	心肺蘇生法の効果確認	
止血法		直接圧迫止血法		
合計時間				1 8 0

(注)

- 2 年から 3 年間隔での定期的な再講習を行うものとする。
- e-ラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能とする。
- 訓練用資器材を充実させることによって、受講生一人ひとりが訓練用資器材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、講習時間を短縮することを可能とする。

別表第 1 の 2 (第 3 条関係)

普通救命講習Ⅱ

1 到達目標	1 心肺蘇生法（主に成人を対象）を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。 3 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 1 クラスの受講者数の標準は、30 名程度とする。 3 訓練用資器材一式に対して受講者は 5 名程度とする。 4 指導者 1 名に対して受講者は 10 名程度とする。

普通救命講習Ⅱのカリキュラム

項 目			細 目	時間(分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	1 5
救命に必要な応急手当 （主に成人 に対する方 法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生 法（実技）	反応の確認、通報	1 6 5
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
		A E Dの使用法	A E Dの使用方 法（ビデオ等）	
			指導者による使用法の呈示	
			A E Dの実技要領	
		異物除去法	異物除去要領	
	効果確認	心肺蘇生法の効果確認		
止血法		直接圧迫止血法	6 0	
心肺蘇生法に関する知識の確 認（筆記試験）		知識の確認		
心肺蘇生法に関する実技の評 価（実技試験）		シナリオを使用した実技の評価		
合計時間				2 4 0

(注)

- 1 普通救命講習Ⅱは、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心肺停止者に対し、応急の対応をすることが期待・想定される者を対象とする。
- 2 筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として80%以上を理解できたことを合格の目安とする。
- 3 2年から3年間隔での定期的な再講習を行うものとする。
- 4 e-ラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能とする。
- 5 訓練用資器材を充実させることによって、受講生一人ひとりが訓練用資器材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、講習時間を短縮することを可能とする。

別表第1の3(第3条関係)

普通救命講習Ⅲ

1 到達目標	1 心肺蘇生法（主に小児、乳児、新生児を対象）を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。 3 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。 3 訓練用資器材一式に対して受講者は5名程度とする。 4 指導者1名に対して受講者は10名程度とする。

普通救命講習Ⅲのカリキュラム

項 目			細 目	時間(分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	15
救命に必要な応急手当 （主に小児、乳児、新生児に対する方法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法 （実技）	反応の確認、通報	165
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口（口鼻）人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
		AEDの使用方法	AEDの使用方法（ビデオ等）	
			指導者による使用法の呈示	
			AEDの実技要領	

		異物除去法	異物除去要領	
		効果確認	心肺蘇生法の効果確認	
	止血法	直接圧迫止血法		
合計時間				180

(注)

- 1 2年から3年間隔での定期的な再講習を行うものとする。
- 2 e-ラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能とする。
- 3 訓練用資器材を充実させることによって、受講生一人ひとりが訓練用資器材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、講習時間を短縮することを可能とする。

別表第2(第3条関係)

上級救命講習

1 到達目標	1 心肺蘇生法を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器(AED)について理解し、正しく使用できる。 3 異物除去法及び大出血時の止血法を実施できる。 4 傷病者管理法、副子固定法、熱傷の手当、搬送法を習得する。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。 3 訓練用資器材一式に対して受講者は5名程度とする。 4 指導者1名に対して受講者は10名程度とする。

上級救命講習のカリキュラム

項 目			細 目	時間(分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等	15
救命に必要な応急手当 (成人、小児、乳児、新生児に対する方法)	心肺蘇生法	基本的な心肺蘇生法(実技)	反応の確認、通報	285
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	

		A E Dの使用法	A E Dの使用方法（ビデオ等）	6 0
			指導者による使用法の呈示	
			A E Dの実技要領	
		異物除去法	異物除去要領	
		効果確認	心肺蘇生法の効果確認	
	止血法		直接圧迫止血法	
	心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）	知識の確認		
	心肺蘇生法に関する実技の評価（実技試験）	シナリオを使用した実技の評価		
その他の応急手当	傷病者管理法	保温法	1 2 0	
		体位管理(回復体位とショック時の対応)		
	手当の要領	包帯法（三角巾等）		
		副子固定法		
		熱傷の手当		
		熱中症への対応（予防を含む）		
		その他の手当(用手による頸椎保護、溺水への対応等)		
	搬送法	搬送の方法（徒手搬送、毛布を使った搬送法、複数名で搬送する方法）		
		担架搬送法（担架搬送の基本事項）		
		応急担架作成法		
			4 8 0	

(注)

- 1 上級救命講習は、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心肺停止者に対し、応急の対応をすることが期待・想定される者も対象とし、この場合、2年から3年間隔での定期的な再講習を行うものとする。
- 2 筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として80%以上を理解できたことを合格の目安とする。
- 3 e-ラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能とする。

- 4 訓練用資器材を充実させることによって、受講生一人ひとりが訓練用資器材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、講習時間を短縮することを可能とする。

別表第3(第3条関係)

救命入門コース(90分コース)

1 到達目標	1 胸骨圧迫を救急車が到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器(AED)を使用できる。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 訓練用資器材一式に対して受講者は5名程度とする。 3 指導者1名に対して受講者は10名程度とする。

救命入門コース(90分コース)のカリキュラム

項 目			細 目	時間(分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	90
救命に必要な応急手当 （主に成人 に対する方法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法（実技及び呈示）	反応の確認、通報	
			胸骨圧迫要領	
			気道確保法（呈示又は体験）	
			口対口人工呼吸法（呈示又は体験）	
			シナリオに対応した反応の確認から胸骨圧迫まで	
		AEDの使用法	AEDの使用方方法（口頭又はビデオ等）	
			AEDの実技要領	

(注) 普及時間を分割した講習を可能とする。

別表第3の2(第3条関係)

救命入門コース(45分コース)

1 到達目標	1 胸骨圧迫を救急車が到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器(AED)を使用できる。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 訓練用資器材一式に対して受講者は2名程度とする。 3 指導者1名に対して受講者は10名程度とする。

救命入門コース（４５分コース）のカリキュラム

項 目			細 目	時間(分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	4 5
に必要な応急手当(主に成人に対する方法)	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法（実技）	反応の確認、通報	
			胸骨圧迫要領	
		A E Dの使用法	A E Dの使用法（口頭又はビデオ等）	
			A E Dの実技要領	

別表第４（第７条関係）

応急手当指導員講習

項 目		時間（分）	
指導要領	指導技法	6 0	4 3 5
	救命に必要な応急手当の指導要領	2 4 0	
	心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験)、心肺蘇生法の指導に関する実技の評価(実技試験)を含む		
	その他の応急手当の指導要領	9 0	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	4 5	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		4 5	
合計時間		4 8 0	

(注)

- 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法及び止血法（感染防止を含む。）をいう。
- 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領及び搬送法をいう。

別表第５（第１３条関係）

応急手当普及員講習Ⅰ

項 目		時間（分）	
基礎的な知識 技能	基礎知識（講義）	1 2 0	5 4 0
	救命に必要な応急手当の基礎実技	2 4 0	
	その他の応急手当の基礎実技	1 8 0	
指導要領	基礎医学・資器材の取扱い要領・指導技法	3 0 0	7 8 0

救命に必要な応急手当の指導要領 〔心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験)、心肺蘇生法の指導に関する実技の評価(実技試験)を含む〕	3 6 0
	1 2 0
効果測定・指導内容に関する質疑への対応	1 2 0
合計時間	1 4 4 0

(注)

- 1 「基礎知識(講義)」とは、応急手当指導員(普及員)認定制度、応急手当の重要性及び応急手当の対象者等に関する知識をいう。
- 2 「基礎医学」とは、解剖・生理学及び感染防止をいう。
- 3 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法及び止血法(感染防止を含む。)をいう。
- 4 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領及び搬送法をいう。

別表第6(第13条関係)

応急手当普及員講習Ⅱ

項 目		時間(分)
要指導領	指導技法	6 0
	救命に必要な応急手当の指導要領 〔心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験)、心肺蘇生法の指導に関する実技の評価(実技試験)を含む〕	1 8 0
合計時間		2 4 0

(注)

- 1 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法及び止血法をいう。
- 2 指導要領には、感染防止及び効果測定を含むものとする。

別表第7(第18条関係)

応急手当普及員再講習

項 目	時間(分)
救命に必要な応急手当の指導要領	1 8 0
合計時間	1 8 0

(注)

- 1 本講習は、応急手当指導技能の維持・向上を図るものである。
- 2 本講習においては、指導実技を実施させ、手順・要領が誤っているものについて重点指導する。また、想定課題に基づく指導要領について展示指導させ、誤っている部分について修正指導するものとする。

- 3 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法及び止血法（感染防止を含む。）をいう。

様式第 1 （第 2 条関係）

救 命 講 習 受 講 申 請 書

年 月 日	
(あて先) 一宮市消防長	
申請者 住 所 事業所名 氏 名 電 話 ()	
講 習 種 別	☐ 普 通 救 命 講 習 I ☐ 普 通 救 命 講 習 II ☐ 普 通 救 命 講 習 III ☐ 上 級 救 命 講 習 ☐ 救 命 入 門 コ ー ス
受 講 日 時	年 月 日 () 時 分 から 時 分まで
受 講 場 所 (住 所)	
受 講 者 数	名
備 考	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考 ※の欄は、記入しないでください。

様式第2（第2条・4条・5条・13条関係）

救命講習受講者名簿

（☐普通救命講習Ⅰ ☐普通救命講習Ⅱ ☐普通救命講習Ⅲ ☐上級救命講習 ☐救命入門コース）

番号	受付日	氏名	ふりがな	住所、事業所所在地又は ☒ （※1）	生年月日又は ☒ （※1）	備考（※2）
				市内在住 ☐ 在勤 在学等	☐ 中学生以上	
				市内在住 ☐ 在勤 在学等	☐ 中学生以上	
				市内在住 ☐ 在勤 在学等	☐ 中学生以上	
				市内在住 ☐ 在勤 在学等	☐ 中学生以上	
				市内在住 ☐ 在勤 在学等	☐ 中学生以上	
				市内在住 ☐ 在勤 在学等	☐ 中学生以上	
				市内在住 ☐ 在勤 在学等	☐ 中学生以上	
				市内在住 ☐ 在勤 在学等	☐ 中学生以上	
				市内在住 ☐ 在勤 在学等	☐ 中学生以上	
				市内在住 ☐ 在勤 在学等	☐ 中学生以上	

（※1）原則、再発行時の確認用として、すべての個人情報の記載を必要とする。ただし、修了証等の再発行ができないことについて同意を得た場合は氏名以外の記載を☒にて省略することができる。

（※2）応急手当普及員が実施した講習で修了証等を発行した場合は、その旨を備考欄に記載すること

様式第3（第4条関係）
修了証（普通救命講習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）

（表）

普通救命講習修了証

氏名

上記の者は、普通救命講習を修了し、救命技能を有することを認定します。

年 月 日 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ

一宮市消防本部

（裏）



応急手当を覚えよう！



（二次元コード）

救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年
間隔で定期的に講習を受講することをお勧めします。

認定証の大きさは縦54mm 横86mm とする。

様式第3の2（第4条関係）
修了証（上級救命講習）

（表）

上 級 救 命 講 習 修 了 証

氏 名

上記の者は、上級救命講習を修了し、
救命技能を有することを認定します。

年 月 日

一 宮 市 消 防 本 部

（裏）



応急手当を覚えよう！



（二次元コード）

救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年
間隔で定期的に講習を受講することをお勧めします。

認定証の大きさは縦54mm 横86mm とする。

様式第3の3（第4条関係）
参加証（救命入門コース）

（表）

救命入門コース参加証

氏名

上記の者は、救命入門コースに参加したことを証明します。

年 月 日

一宮市消防本部

（裏）



応急手当を覚えよう！



（二次元コード）

救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年
間隔で定期的に講習を受講することをお勧めします。

認定証の大きさは縦54mm 横86mm とする。

様式第4（第4条関係）

救命講習実施報告書

年 月 日	
(あて先) 一宮市消防長	
報告者 住 所 事業所名 氏 名 電 話 ()	
下記のとおり普通救命講習等を実施しましたので報告します。 記	
講習種別	☐ 普通救命講習Ⅰ ☐ 普通救命講習Ⅱ ☐ 普通救命講習Ⅲ ☐ 救命入門コース
実施日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
実施場所 (住所)	
実施団体名	
修了者数	名
応急手当普及員 名 及 び 認 定 番 号	
備 考	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考 ※の欄は、記入しないで下さい。

様式第 5（第 5 条関係）

救 命 講 習 修 了 証 等 再 交 付 申 請 書

年 月 日	
(あて先)一宮市消防長	
申 請 者 住 所 事業所名 氏 名 電 話 ()	
講 習 種 別	☐ 普 通 救 命 講 習 I ☐ 普 通 救 命 講 習 II ☐ 普 通 救 命 講 習 III ☐ 上 級 救 命 講 習 ☐ 救命入門コース
取 得 年 月 日	年 月 日
生 年 月 日	年 月 日
申 請 理 由	亡 失 汚 損
備 考	
※ 受 付 簿	※ 経 過 欄

備考 ※の欄は、記入しないでください。

様式第6 (第10条関係)

応 急 手 当 指 導 員 名 簿

[illegible]

1 この名簿は、応急手当指導員を認定する都度記載すること。

様式第 7（第 10 条関係）

応急手当指導員認定証

（表）

応 急 手 当 指 導 員 認 定 証	第	号
氏 名		
年	月	日 生
上 記 の 者 を 応 急 手 当 指 導 員 と し て 認 定 し ま す 。		
年	月	日
一 宮 市 消 防 本 部		印
消 防 長		
本 証 は 、 一 宮 市 消 防 本 部 の 在 職 （ 任 用 ） 期 間 の み 有 効 で す 。		

（裏）


応 急 手 当 指 導 員 認 定 証
一 宮 市 消 防 本 部

認定証の大きさは縦 54 mm 横 86 mm とする。

様式第8（第11条・17条関係）

応急手当指導員等認定証再交付申請書

年 月 日	
(あて先)一宮市消防長	
申請者 住 所 ふりがな 氏 名 電 話 ()	
認定証の種別	☐ 応急手当指導員認定証 ☐ 応急手当普及員認定証
取得年月日	年 月 日
認定証の番号	第 号
生 年 月 日	年 月 日
申 請 理 由	亡 失 汚 損
備 考	
※ 受 付 簿	※ 経 過 欄

備考 ※の欄は、記入しないでください。

様式第9（第13条関係）

救命講習実施届

年 月 日	
(あて先) 一宮市消防長	
報告者 住 所 事業所名 氏 名 電 話 ()	
下記のとおり普通救命講習等を実施しますので届出ます。 記	
講習種別	☐ 普通救命講習Ⅰ ☐ 普通救命講習Ⅱ ☐ 普通救命講習Ⅲ ☐ 救命入門コース
実施日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
実施場所 (住所)	
実施団体名	
受講者数	名
応急手当普及員 名 及 び 認 定 番 号	
備 考	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考 ※の欄は、記入しないで下さい。

様式第10（第14条関係）

応急手当普及員受講申請書

年 月 日 (あて先) 一宮市消防長 申請者 住所 氏名 電話 ()	
受 講 日 時	年 月 日 () 時 分 から
受 講 場 所 (住 所)	
受 講 者 数	
備 考	
※ 受 付 簿	※ 経 過 欄

備考 ※の欄は、記入しないでください。

様式第 1 1 (第 1 4 条関係)

應 急 手 當 普 及 員 養 成 講 習 受 講 者 名 簿

[illegible]

様式第12（第16条・19条関係）

応 急 手 当 普 及 員 名 簿

番 号	認 定 番 号	ふ り が な 氏 名	住 所	生 年 月 日	受講者区分 (※1)	認 定 証 交 付 年 月 日	講 習 種 別	再 講 習 受 講 日	備 考
					☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4		☐ I ☐ II		
					☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4		☐ I ☐ II		
					☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4		☐ I ☐ II		
					☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4		☐ I ☐ II		
					☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4		☐ I ☐ II		
					☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4		☐ I ☐ II		
					☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4		☐ I ☐ II		
					☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4		☐ I ☐ II		
					☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4		☐ I ☐ II		
					☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4		☐ I ☐ II		
					☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4		☐ I ☐ II		
					☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4		☐ I ☐ II		
					☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4		☐ I ☐ II		
					☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4		☐ I ☐ II		
					☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4		☐ I ☐ II		
					☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4		☐ I ☐ II		

1 この名簿は、応急手当普及員を認定する都度記載すること。

（※1）受講者区分は、1「消防退職者」、2「消防団員」、3「医師・救急救命士等の医療従事者等」、4「その他」から選択すること

様式第13（第16条関係）
認定証（応急手当普及員）

（表）

応急手当普及員認定証 第 号

氏 名

上記の者を応急手当普及員として認定
します。

年 月 日

一宮市消防本部

（裏）



応急手当てを覚えよう！



（二次元コード）

本証は、認定日から3年間有効です。

ただし、再講習を受講した場合は、受講日から3年間有効です。

認定証の大きさは縦54mm 横86mm とする。

様式第 1 4 (第 1 8 条関係)

応 急 手 当 普 及 員 再 講 習 受 講 申 請 書

年 月 日 (あて先) 一宮市消防長 申請者 住所 氏 名 電 話 ()	
受 講 日 時	年 月 日 () 時 分 から
受 講 場 所 (住 所)	
受 講 者 数	
備 考	
※ 受 付 簿	※ 経 過 欄

備考 ※の欄は、記入しないでください。

様式第15（第18条関係）

応 急 手 当 普 及 員 再 講 習 受 講 者 名 簿

番号	認定 番号	受 付 日	氏 名	住 所	受講者区分 (※1)	認定証 交付年月日	交 付 機 関	前回講習 年月日	備 考
					☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4				
					☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4				
					☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4				
					☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4				
					☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4				
					☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4				
					☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4				
					☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4				
					☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4				
					☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4				
					☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4				
					☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4				
					☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4				
					☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4				
					☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4				
					☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4				
					☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4				

(※1) 受講者区分は、1「消防退職者」、2「消防団員」、3「医師・救急救命士等の医療従事者等」、4「その他」から選択すること

様式第16（第19条関係）

応 急 手 当 普 及 員 認 定 申 請 書

年 月 日 （あて先）一宮市消防長 申 請 者 住 所 ふ り が な 氏 名 生年月日 電 話 （ ）	
認定証交付年月日	年 月 日
認 定 番 号	第 号
認 定 団 体 名	
備 考	
※ 受 付 簿	※ 経 過 欄

- ・他の地域で応急手当指導員として認定されている場合でも、当市では応急手当普及員として認定することをご了承ください。
- ・現在、所有している認定証の写しを添付してください。
- ・※の欄は、記入しないでください。

様式第17（第19条関係）

応急手当普及員認定証（他の地域で取得した普及員）

（表）

応急手当普及員認定証	第	号
氏名		
上記の者を応急手当普及員として認定します。		
年	月	日
一宮市消防本部 消防長		印
本証は、当市以外で取得した応急手当普及員認定証認定日 【 年 月 日】から、3年間有効です。ただし、再講 習を受講した場合は、さらに3年間有効となり、以降も同様です。		

（裏）


応急手当普及員認定証 一宮市消防本部

認定証の大きさは縦58mm 横86mm とする。

様式第 1 8 (第 2 1 条関係)

第 年 月 日 号

様

一宮市消防長 印

応 急 手 当 指 導 員 等 認 定 取 消 通 知 書

下記の理由により(応急手当指導員、応急手当普及員)として不適格
と認められるので認定を取り消すとともに、認定証の返納を命じます。

記

認 定 証	交 付 年 月 日	年 月 日
	交 付 番 号	第 号
理 由		

様式第 19 (第 23 条関係)

応急手当普及啓発用資器材借用申請書

年 月 日	
(あて先)一宮市消防長	
申請者 住所 ふりがな 氏名 生年月日 電話 ()	
次のとおり応急手当普及啓発用資器材の借用を申請します。	
借 用 期 間	年 月 日 () ～ 年 月 日 ()
借 用 資 器 材	☐ 心肺蘇生法訓練人形 成人 (体) 小児 (体) 乳児 (体) ☐ AED トレーナー (器) ☐ 訓練用マット (枚) ☐ 救命講習用 DVD (講習に○をつけてください) 成人用 小児・乳児用 入門コース ☐ DVD プレーヤー ☐ コードリール ☐ プロジェクター ☐ スクリーン その他
	☐ 借用に際し、次の事項を遵守します。 【遵守事項】 1 借用物品は丁寧に取り扱い、応急手当の普及啓発活動以外には使用しません。 2 借用期間中は、責任者が管理、保管をします。 3 借用物品を破損、汚損、紛失した場合は、原状回復または損害額に相当する金額を損害賠償として支払います。 4 借用物品の使用により使用者に損害を被ることがあっても、全て申請者の責任とし一宮市に補償を求めません。 5 返却時は消防本部の担当者の検収を受け返却します。
備 考	
※ 受 付 簿	※ 経 過 欄

※の欄は、記入しないでください。